

令和6年度補正予算の概要

農林水産省

畜産局

令和6年11月

1. 食料安全保障の強化に向けた構造転換対策

- ・ 国産飼料生産・利用拡大緊急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 国内肥料資源利用拡大対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～8

2. 物価高騰等の影響緩和対策

- ・ 和牛肉需要拡大緊急対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

3. 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施

- ・ 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業（再掲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（再掲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～8
- ・ 加工施設再編等緊急対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等（畜産クラスター事業等）・・・・ 11
- ・ 国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・ TPP等関連農業農村整備対策＜公共＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

4. 持続可能な成長に向けた農林水産施策の推進

- ・ 採卵養鶏の経営安定対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・ 国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業（再掲）・・・・・・・・・・・・ 12

○ 国産飼料生産・利用拡大緊急対策

【令和6年度補正予算額（所要額） 13,260百万円】

<対策のポイント>

輸入飼料への過度な依存から脱却し、国内の飼料生産基盤に立脚した畜産へ転換するため、**飼料作物の生産・利用の地域モデル実証**、**飼料生産組織の体制強化**、**飼料作物の生産性向上**、**国産飼料の流通推進等**の取組を総合的に支援します。加えて、**畜産クラスター事業**において、**飼料増産**に必要な施設整備や機械導入を支援する**優先枠**を措置するほか、**肉骨粉利用促進事業**において、**高品質な牛肉骨粉の製造に必要な機械導入等**を支援します。

<政策目標>

飼料自給率の向上（25% [平成30年度] →34% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業

- ① **飼料作物の生産・利用の地域モデル実証**
飼料生産組織を核に、地域ぐるみでの青刈りとうもろこし等の飼料作物の持続的な生産・利用のモデル実証を支援します。
- ② **飼料生産組織の体制強化支援**
飼料生産組織の機械導入等や作業規模を拡大する取組を支援します。
- ③ **飼料作物の生産性向上対策**
草地改良技術の実証、中山間地域での飼料増産活動の取組を支援します。
- ④ **国産飼料の流通推進対策**
国産飼料供給連携体制の構築による供給拡大や、流通体制の構築、国産稲わらや新飼料資源等の利用を拡大するための実証・調査等の取組を支援します。
- ⑤ **国産飼料流通拠点整備対策**
国産飼料の流通拡大に必要な保管施設等の整備を支援します。

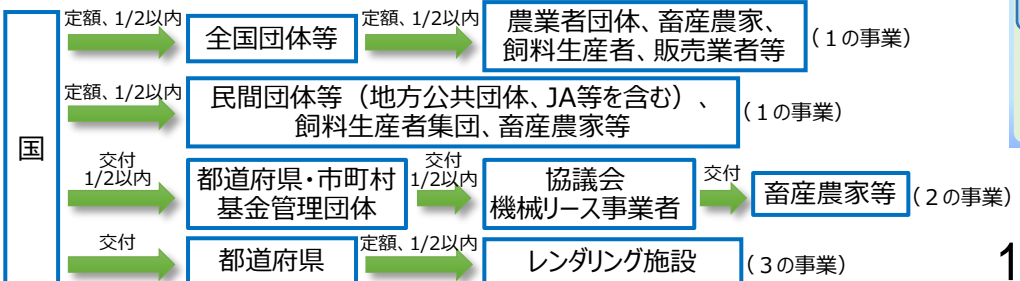
2. 畜産クラスター事業（飼料増産優先枠）

飼料増産に必要な施設・機械の導入を支援します。

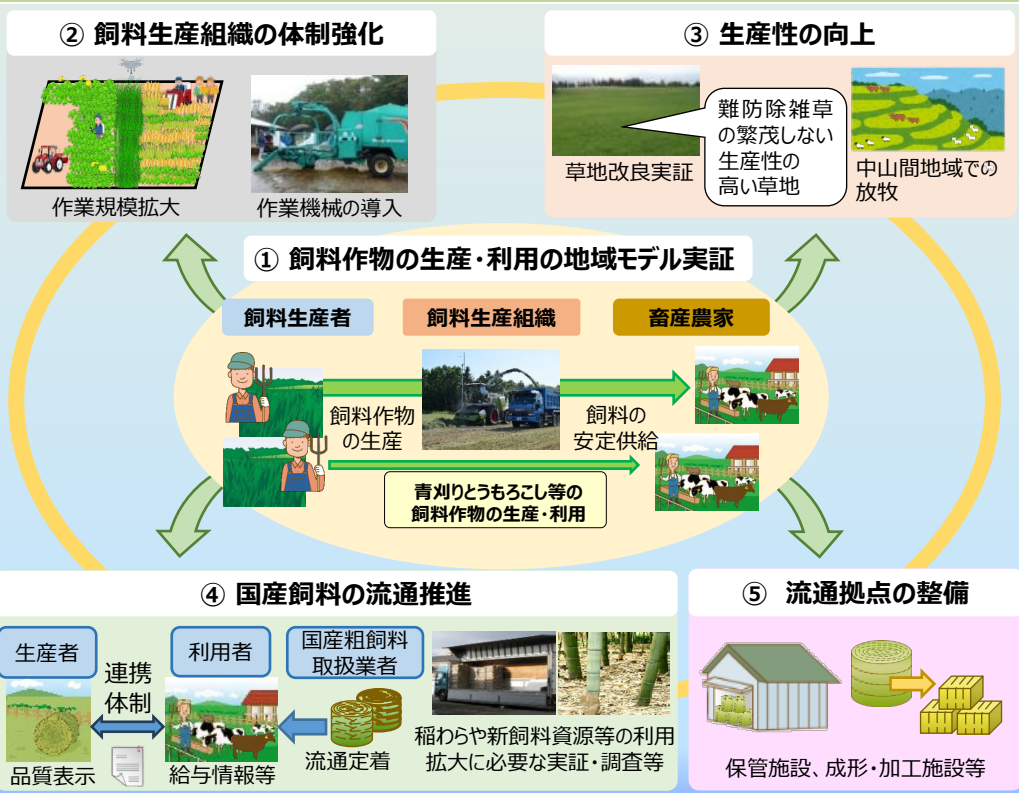
3. 肉骨粉利用促進事業

鶏・豚の飼料原料として販売しやすい高品質な牛肉骨粉の製造に必要な機械導入等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】

(1の事業)	畜産局飼料課	(03-6744-7192)
(2の事業)	企画課	(03-3501-1083)
(3の事業)	食肉鶏卵課	(03-3502-5990)

○ 国内肥料資源利用拡大対策事業

【令和6年度補正予算額 6,390百万円】

<対策のポイント>

肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、**肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援**します。

<事業目標>

肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 施設整備等への支援

堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援します。

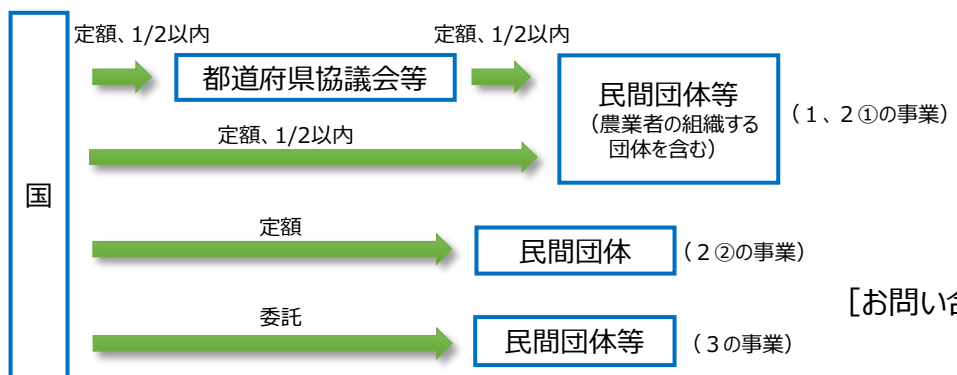
2. 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援

- ① ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援します。
- ② 関係事業者間のマッチングや理解醸成等の取組を支援します。

3. 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

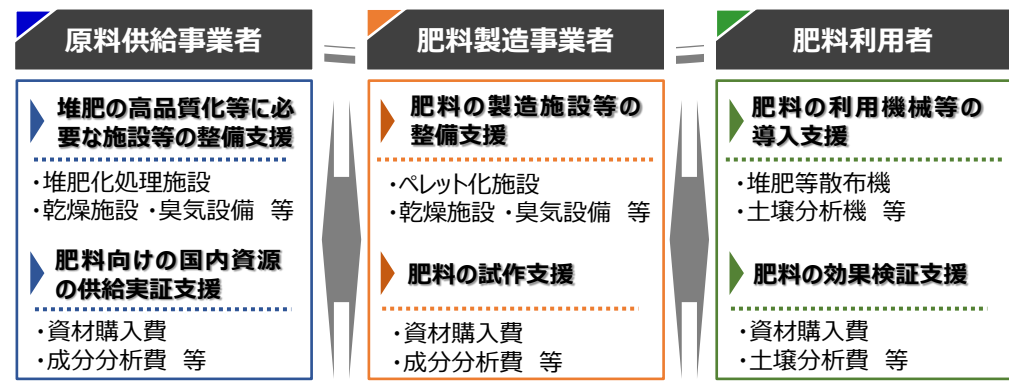
- ① 国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況を調査し、土地生産力を明らかにします。
- ② 家畜排せつ物等の高度利用実態等を調査します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者との間で連携計画を作成した者へ支援



肥料利用者が使いやすい肥料の実用化・利用拡大



お問い合わせ先

(1、2の事業)	農産局技術普及課	(03-6744-2182)
(2①、3①の事業)	農業環境対策課	(03-3593-6495)
(1、2、3②の事業)	畜産局畜産振興課	(03-6744-7189)

2

○ 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業

【令和6年度補正予算額 5,000百万円】

<対策のポイント>

乳牛育成・導入費、飼料費等のコストや環境負荷の低減に資する持続的な酪農経営への移行を推進するため、従来型の乳量偏重の乳用牛から、長命連産性に重きを置いた強健な乳用牛による生産が図られるよう、牛群構成の転換や適切な飼養管理の普及促進の取組等を支援します。

<事業目標>

生乳生産基盤の確保（728万t [平成30年度] →780万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 長命連産性の能力の高い乳用種雄牛の交配推進支援

長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図るため、長命連産性の能力の高い乳用種雄牛の精液又は受精卵等を利用する取組に対し、奨励金を交付します。

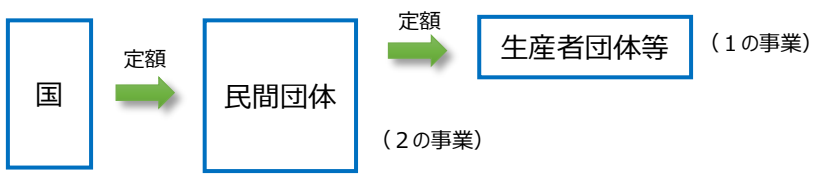
対象	奨励金単価
長命連産性能力の高い種雄牛由来の精液等	6,000円以内/回
特に長命連産性能力の高い種雄牛由来の精液等	9,000円以内/回

※人工授精等を行う乳用牛1頭につき、対象精液等の利用は2回まで

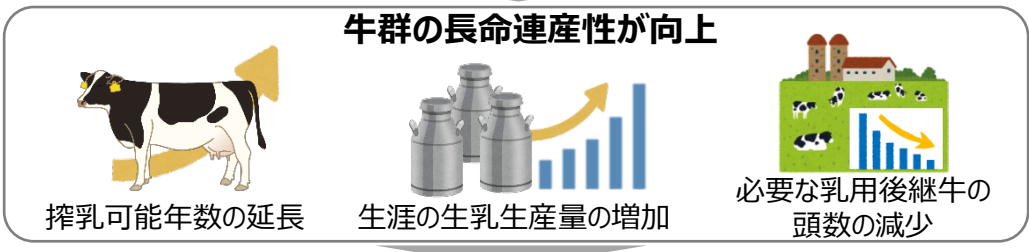
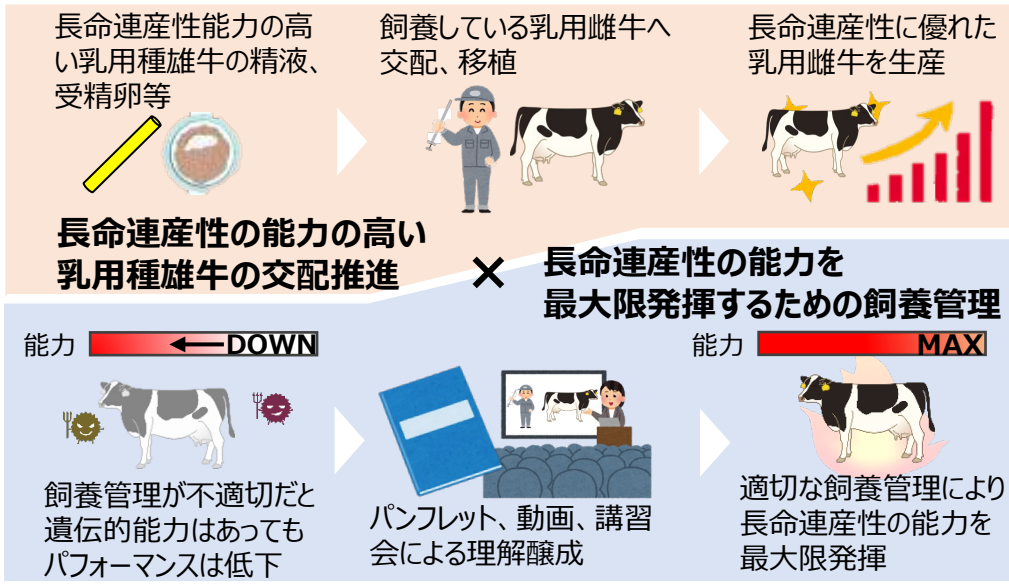
2. 乳用牛の飼養管理技術の向上に対する支援

長命連産性の向上に資する飼養管理技術の普及促進に向け、有識者による検討委員会の開催、パンフレットや動画等の作成・配布及び研修会の開催等の理解醸成を図る取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



持続的かつ収益性の高い酪農経営への移行

【お問い合わせ先】 畜産局畜産振興課 (03-6744-2587)

○ 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

【令和6年度補正予算額 1,500百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出目標額 5兆円の達成に向け、**畜産農家等・食肉処理施設等・輸出事業者が連携して、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制（コンソーシアム）の育成・設立、コンソーシアムが実施する商談やプロモーション、輸出先国の基準やニーズに対応するための取組等を支援します。**

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

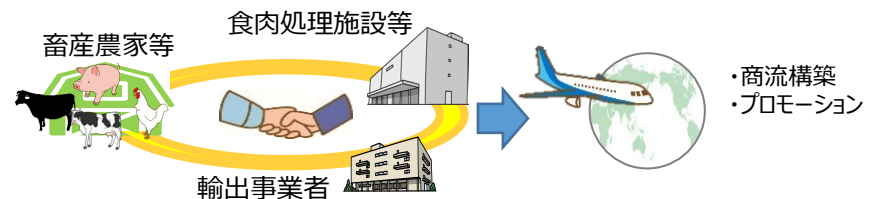
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業

畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者が連携して輸出促進活動に取り組む体制（コンソーシアム）の設立、コンソーシアムが実施する商談や産地の特色を活かしたプロモーション等の取組を支援します。

1. コンソーシアムの設立・運営



2. 輸出先国の基準に対応するための取組支援事業

コンソーシアムが実施する輸出先国における基準やニーズに対応するための調査、人材育成、設備の改良等の取組を支援します。

2. 輸出先国の基準に対応するための取組



3. AW対応や血斑発生低減の取組

AW対応 血斑発生低減



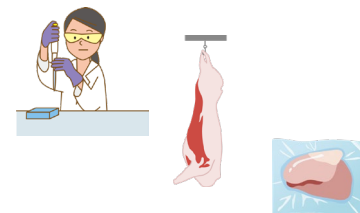
3. アニマルウェルフェア及び血斑発生低減に向けた取組支援事業

生産農場や食肉処理施設における**アニマルウェルフェア（AW）**に配慮した牛の取扱い状況の改善や米国等向けの食肉処理施設における**血斑発生低減**に向けた取組を支援します。

4. 新たなコンソーシアムの育成



5. 品質や流通に係る試験・実証



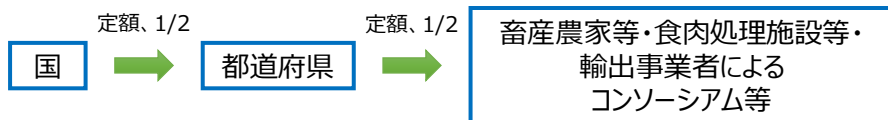
4. 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業

産地が本格的な輸出開始に先駆けて行う、**コンソーシアムの設立に向けた取組、商流構築のためのマーケット調査、試験輸出等**の取組を支援します。

5. 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証支援事業

輸出先国やマーケットの需要に沿った**畜産物の品質保持・流通方法等**に係る試験・実証の取組を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
牛乳乳製品課 (03-3502-5987)

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業

【令和6年度補正予算額 12,267百万円】

<対策のポイント>

国産畜産物の流通構造の高度化や輸出促進等を図るため、食肉処理施設等の再編等や輸出拡大に必要な施設の整備、基幹となる食肉処理施設及び乳製品加工施設の合理化・高度化、家畜市場の再編等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

1. 食肉等の流通体制の強化

①食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる計画策定やその実現に向けた協議会等の開催、食肉処理施設の再編等に必要な施設整備、機械導入等を支援します。

②食肉処理基幹施設整備事業

都道府県を中心としたコンソーシアムによる計画策定やその実現に向けた協議会等の開催、稼働率が高く生産量の多い中核的な基幹施設として都道府県が計画で定める食肉処理施設の合理化等を支援します。

③輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業

畜産物の輸出拡大を図るために必要となる畜産物処理加工施設の整備を支援します。

④生乳需給調整基幹施設整備事業

生産者・乳業者等で組織するコンソーシアムによる計画の策定や、これに基づく広域の生乳需給調整機能を果たす乳製品加工基幹施設（高次加工を含む）の高度化等を支援します。

2. 家畜の流通体制の強化

家畜市場再編整備支援事業

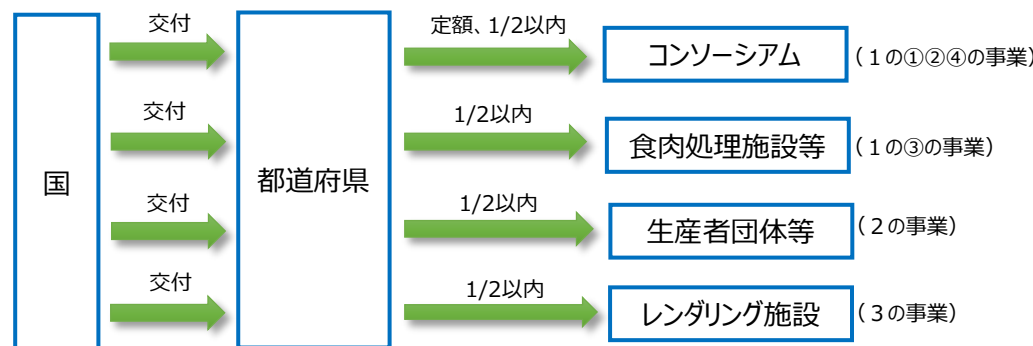
再編する家畜市場に対して、合併に必要な施設の整備、設備・機器の導入を支援します。

3. 肉骨粉の流通体制の強化

肉骨粉利用促進事業

鶏・豚の飼料原料として販売しやすい高品質な牛肉骨粉の製造に必要な機械導入等を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
牛乳乳製品課 (03-3502-5987)

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業 等

【令和6年度補正予算額 12,267百万円の内数】

<対策のポイント>

国産畜産物の流通構造の高度化や輸出促進等を図るため、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者等で組織するコンソーシアムが取り組む食肉処理施設の再編等や輸出拡大に必要な施設の整備、都道府県を中心としたコンソーシアムが取り組む基幹となる食肉処理施設の合理化等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

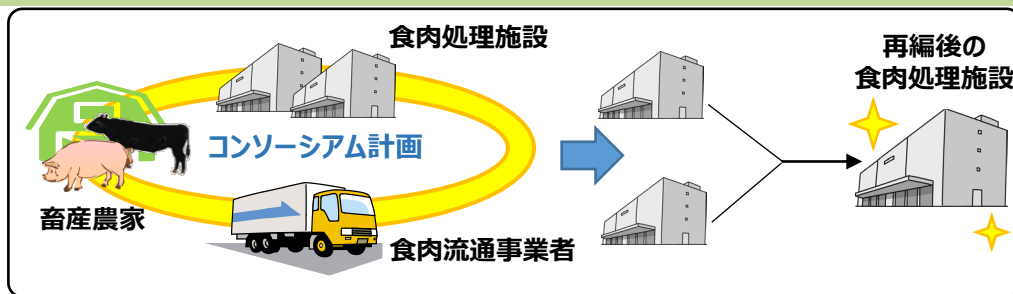
1. 食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

① 食肉流通再編合理化推進事業

畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる計画策定やその実現に向けた協議会等の開催を支援します。

② 食肉流通再編合理化施設整備事業

コンソーシアム計画に位置付けられた、食肉処理施設の再編に必要な施設整備、機械導入等を支援します。



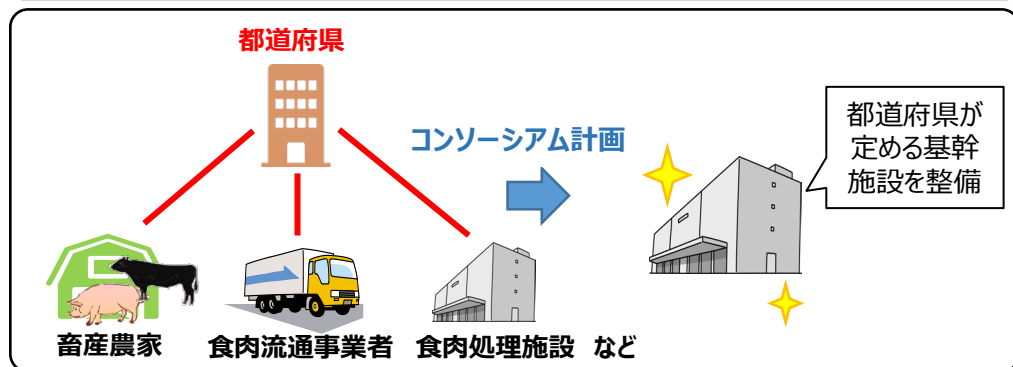
2. 食肉処理基幹施設整備事業【新規】

① 食肉処理基幹施設整備推進事業

都道府県を中心としたコンソーシアムによる計画策定やその実現に向けた協議会等の開催を支援します。

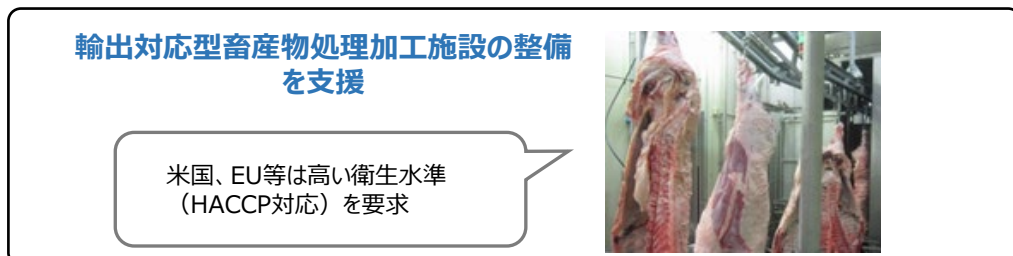
② 食肉処理基幹施設整備事業

稼働率が高く生産量の多い中核的な基幹施設として都道府県が計画で定める食肉処理施設の合理化等を支援します。

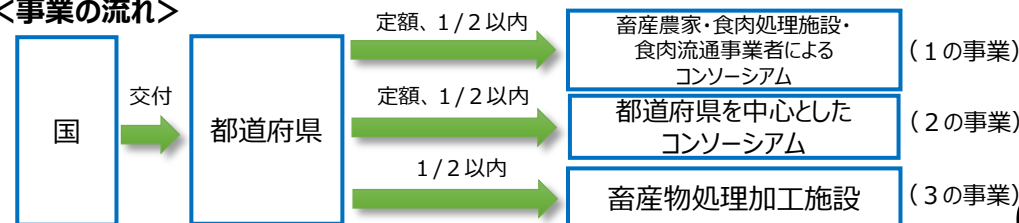


3. 輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業

畜産物の輸出拡大を図るために必要となる畜産物処理加工施設の整備を支援します。



<事業の流れ>



○ 家畜市場再編整備支援事業

【令和6年度補正予算額 12,267百万円の内数】

<対策のポイント>

家畜流通において重要な役割を果たしている家畜市場について、出荷頭数や購買者の増加等を図り市場取引を活性化するため、家畜市場の合併に必要な施設整備等を支援します。

<事業目標>

- 家畜市場の活性化を通じた生産基盤の強化
- 高資質和子牛の取引頭数の増加

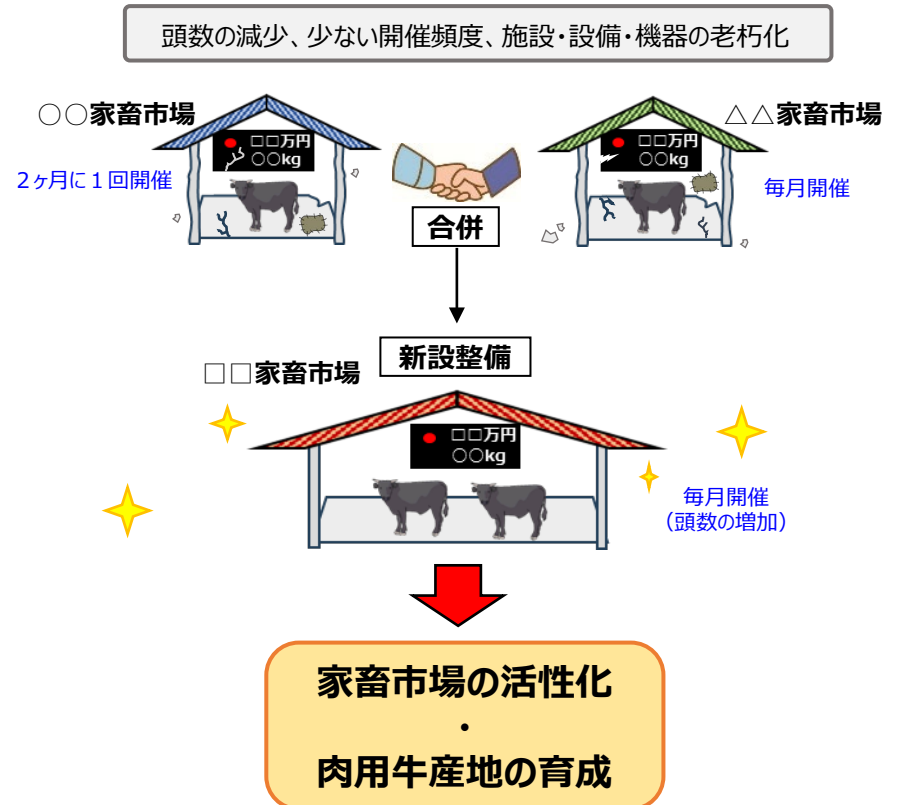
<事業の内容>

<事業イメージ>

家畜市場の再編における施設整備・機械導入の支援

肉用牛等の流通において重要な役割を担う家畜市場が、生産者戸数の減少に伴う上場頭数の減少、地理的条件の悪さや施設の老朽化等に対応するために合併を行う場合、頭数の増加等に対応するために必要な施設整備、機械導入等を支援します。

<事業の流れ>



○ 肉骨粉利用促進事業

【令和6年度補正予算額 12,267百万円の内数】

<対策のポイント>

鶏・豚用飼料への利用が再開された牛肉骨粉について、レンダリング業者が処分から販売に転換する取組を促進するため、鶏・豚用飼料の原料として販売しやすい高品質な牛肉骨粉の製造に必要な機械導入等を支援します。

<事業目標>

- 国内未利用資源の有効活用

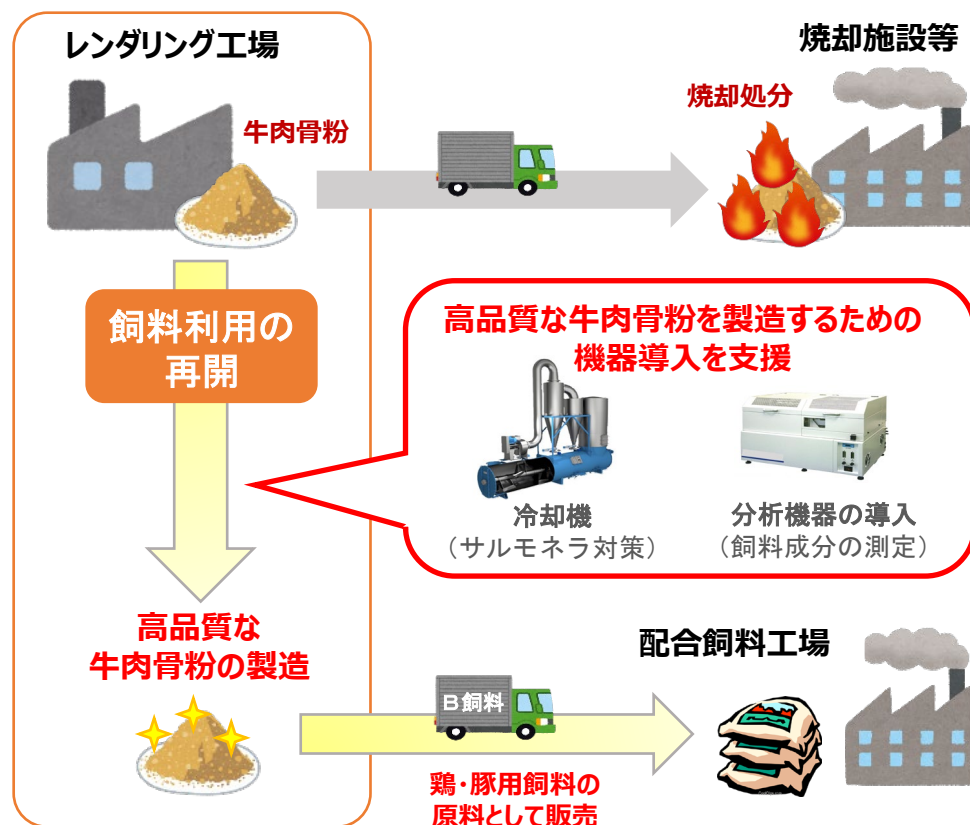
<事業の内容>

<事業イメージ>

レンダリング施設における機械導入の支援

牛肉骨粉が鶏・豚用飼料に利用可能となったことを受け、食肉の生産過程で発生する畜産残さを原料として牛肉骨粉を製造するレンダリング業者が、鶏・豚用飼料原料として販売しやすい高品質な牛肉骨粉を製造するために必要な機械導入等を支援します。

<事業の流れ>



○ 和牛肉需要拡大緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 16,953百万円】

<対策のポイント>

物価高騰に伴う消費者の生活防衛意識の高まり等により、和牛肉の需要が軟調に推移していることから、緊急的かつ強力に和牛肉の需要を喚起し、需給状況を改善する必要があるため、和牛肉の販売促進、インバウンド等向け需要拡大の取組等を支援します。

<事業目標>

牛肉生産量：33万t [平成30年度] → 40万t [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 和牛肉の販売促進への支援

和牛肉の販売拡大や販売方法の多様化を図るため、食肉事業者が行う和牛肉の新規需要開拓等の取組を支援します。

①和牛肉の販売奨励

物価高騰による消費減退の影響を受けている和牛肉のロイン系部位及びロイン系以外の部位の新規需要開拓等の取組を支援します。

②フルセットでの販売奨励

和牛肉をフルセットで販売し、消費者に対し多様な和牛肉の提供を行う取組を支援します。

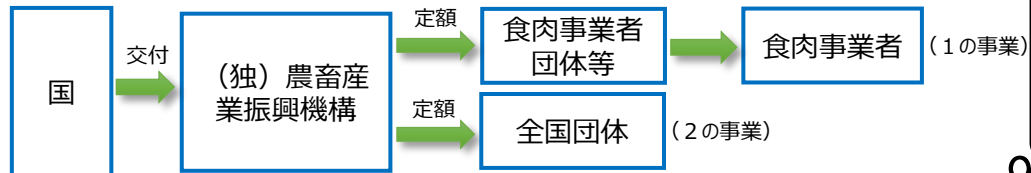
③和牛肉試食提供等による消費拡大

和牛肉の消費拡大及び理解醸成を図るため、一般消費者、小中高等学校等に対して食肉事業者等が行う、和牛肉の試食提供等の取組を支援します。

2. インバウンド等向け需要拡大への支援

インバウンド等が和牛肉を日本国内外で喫食する機会を増加させるため、レストラン等へのアクセスを容易にするプラットフォーム整備やプロモーション等の取組を支援します。

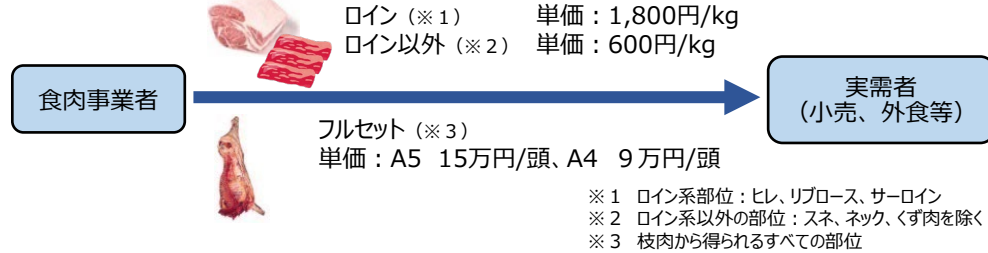
<事業の流れ>



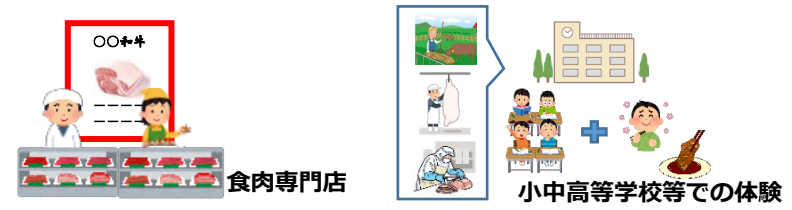
<事業イメージ>

1. 和牛肉の販売促進への支援

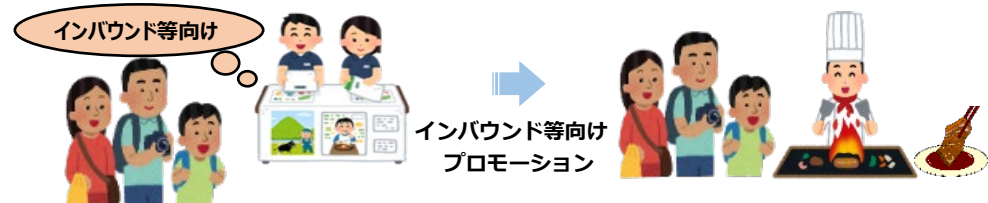
①②物価高騰により販売が伸び悩む和牛肉の需要開拓等の計画に基づく販売に奨励金の交付



③和牛肉試食提供等による消費拡大への支援



2. インバウンド等向け需要拡大への支援



○ 加工施設再編等緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 1,454百万円】

<対策のポイント>

農畜産物の流通に必須となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト削減を図る取組、機能の高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援します。

<事業目標>

- 製糖・精製糖工場等の工場稼働率の向上（10%以上 [令和10年度まで]）
- ばれいしょでん粉工場等の工場稼働率の向上（10%以上 [令和10年度まで]）
- 製粉工場等の製造コストの削減（5%以上 [令和10年度まで]）
- 乳製品生産量の増加（10%以上 [令和10年度まで]）

<事業の内容>

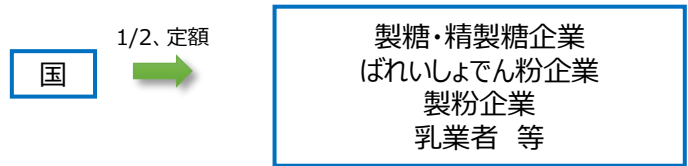
1. 農産物の競争力強化

- ① 製糖・精製糖工場等の再編合理化
コスト削減を図るために工場の再編合理化に取り組む製糖・精製糖企業等が実施する工場の撤去や製造施設の高度化等を支援します。
- ② ばれいしょでん粉工場等の再編合理化
コスト削減を図るために工場の再編合理化に取り組むばれいしょでん粉製造企業等が実施する製造施設の体質強化等を支援します。
- ③ 製粉工場等の再編合理化
国内産小麦・大麦の効率的な加工体制の構築に取り組む製粉企業等が実施する施設の再編合理化を支援します。

2. 畜産物の競争力強化

乳業工場の機能強化
ハード系チーズ、脱脂粉乳等を製造する乳業者が実施する、国内での需要が見込まれる品目（ソフト系チーズ、生クリーム、脱脂濃縮乳等）への製造ラインの転換を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

支援の対象となる取組

- ① 再編合理化を通じた、効率的な加工体制の整備
(施設整備に要する経費、既存施設の廃棄に要する経費等)
- ② 需要が見込まれる製品への転換など、ニーズに応じた加工品の生産に必要な施設の整備
(施設整備に要する経費、既存施設の廃棄に要する経費等)

支援対象者

- ① 再編合理化の取組
製糖・精製糖企業、ばれいしょでん粉製造企業、製粉企業等
- ② 製造ラインの高度化等の取組
製糖・精製糖企業、ばれいしょでん粉製造企業、製粉企業、乳業者等



精製糖工場



でん粉工場



製粉施設



乳業工場

【お問い合わせ先】 (1 ①、②の事業) 農産局地域作物課 (03-6744-2116)
 (1 ③の事業) 貿易業務課 (03-6744-1257)
 (2の事業) 畜産局牛乳乳製品課 (03-6744-2128)

○ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等（畜産クラスター事業等）

【令和6年度補正予算額（所要額）37,099百万円】

<対策のポイント>

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な施設整備や機械導入等を支援します。また、新規就農者を優先的に支援します。加えて、優良な若い繁殖雌牛への更新の加速化や、酪農・肉用牛経営の省力化に資するICT関連機械の導入を支援します。

<政策目標>

- 牛肉の生産量の増加（33（48）万t [平成30年度] →40（57）万t [令和12年度まで]） ※（ ）は枝肉換算
- 飼料自給率の向上（25% [平成30年度] →34% [令和12年度まで]） 等

<事業の内容>

1. 畜産クラスター事業 (所要額) 31,900百万円

- 施設整備事業**
中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備等を支援します。
- 機械導入事業**
中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。
- 調査・実証・推進事業**
収益力強化に向けた取組の効果実証に必要な調査・分析を支援します。また、事業の効果を高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

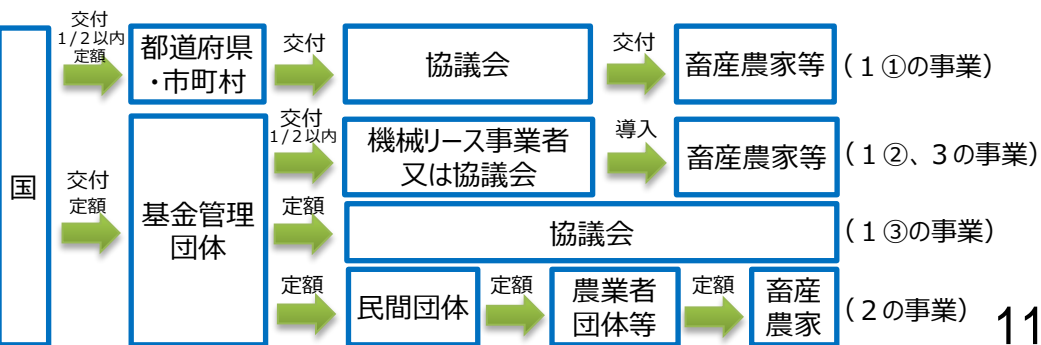
2. 優良繁殖雌牛更新加速化事業 (所要額) 4,600百万円

高齢の繁殖雌牛から、増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛への牛群の転換を支援します。

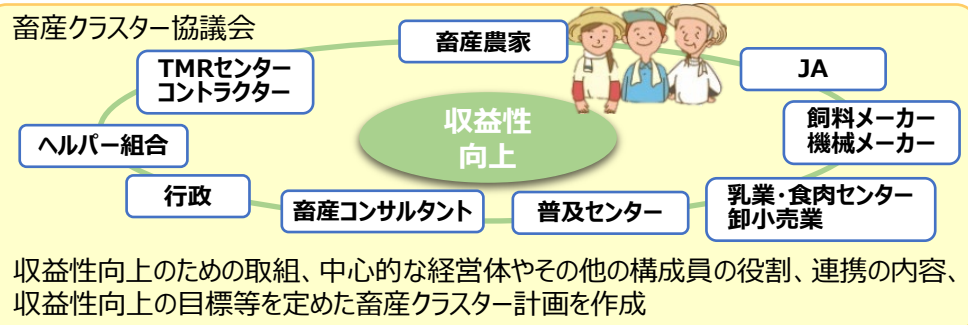
3. ICT化等機械装置等導入事業 (所要額) 599百万円

畜産経営の省力化を図るため、ICT関連機械を導入する取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



「畜産クラスター事業」の主な見直し内容

- 増頭要件を廃止し、費用削減等に向けた1頭当たりの生産効率の改善を要件化
- 成果目標の選択肢のうち販売額の増を1頭当たりの販売額の増に見直し
- 単年度の補助上限額を5億円に設定
- 2年間までの事業計画を申請可

「優良繁殖雌牛更新加速化事業」の交付単価

	優良な繁殖雌牛	遺伝的多様性に配慮した優良な繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭



「ICT化等機械装置等導入事業」の支援内容

省力化のための機械・装置の導入を支援。スマート農業技術活用促進法に基づく計画認定を受けた場合、一体的な施設の補改修も支援。



【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局企画課 (03-3501-1083)
(2、3の事業) 畜産振興課 (03-6744-2587)

○ 国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業

【令和6年度補正予算額（所要額）10,300百万円】

<対策のポイント>

生乳需給及び酪農経営の安定を図るため、牛乳乳製品の需要拡大、国産チーズの生産奨励・生産性向上及び脱脂粉乳の在庫低減に係る民間の取組を支援します。

<事業目標>

- 国産生乳のチーズ向け需要量の増加（40.3万t〔令和元年度実績〕）※
 - 牛乳乳製品の消費量の増加（生乳換算1,241万t〔令和元年度実績〕）※
- （※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末目途に改訂予定）

<事業の内容>

1. 国産牛乳乳製品の需要拡大等事業

国産牛乳乳製品の需要拡大に向けた販路拡大への支援、国産脱脂粉乳等を活用した新商品の開発・製造・販売への取組を支援します。

2. 国産チーズの生産奨励に対する事業

酪農家が、実需者の求める高い品質を確保するため、飼養管理や乳質管理の高度化等に取り組む費用の一部を支援するとともに、特色あるチーズ生産や輸出の取組、国産チーズ向け生乳の販売拡大等の取組を支援します。

3. チーズ工房・中小乳業等の生産性向上・ブランド化等に対する支援

輸出向けチーズ生産も視野にチーズ工房、中小乳業等におけるチーズの生産力強化に必要な施設整備を支援します。
また、国産チーズの国内コンテスト開催等により地域の特色を活かしたチーズ生産拡大への取組等を支援します。

4. 生産者団体や乳業等が行う脱脂粉乳の在庫低減対策等

在庫水準が高くなっている脱脂粉乳について、民間事業者が協調して行う、国産脱脂粉乳を飼料用として販売する取組等を支援します。

<事業イメージ>

1.の事業 国産牛乳乳製品等の需要を拡大する取組を支援

国産牛乳乳製品等 → 新商品開発 → イベント開催 → ECサイト販売

2. 国産チーズの生産奨励への支援

国産チーズの需要創出等の計画を有するメーカー → 乳業メーカー → 国産チーズの生産拡大、高付加価値化に対し奨励金を交付

3. チーズ工房・中小乳業等の生産性向上・ブランド化等への支援

①チーズ工房・中小乳業等の生産性向上支援
②国産チーズの品質向上等支援（国内コンテストの開催）（食文化普及イベント）

チーズ工房・中小乳業等 → 熟成庫の整備

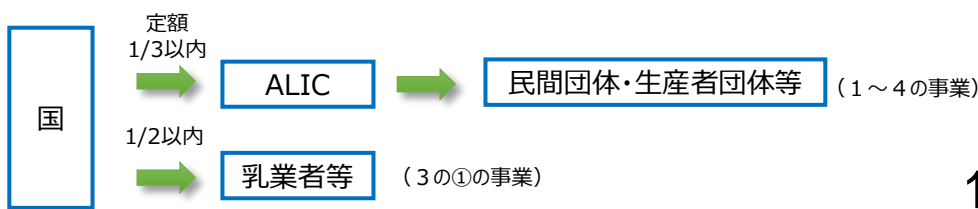
生乳を購入しチーズを製造 → 酪農家がチーズを製造（6次産業化）

- 事業実施主体：チーズを製造する又はしようとしている者
- 補助率：1/2以内
- 支援対象となる施設：チーズ製造に関する施設・機械（製造室、熟成庫、製品検査室、冷蔵室、チーズ製造に必要な設備等）

4.の事業 国産脱脂粉乳を飼料用として販売する取組を支援 乳製品の計画的な販売に伴う保管に要する経費等を支援

乳業者 → 乳製品の販売等 → 保管事業者（生産者団体等） → 乳製品の長期保管 → 乳製品の販売等 → 実需者等

<事業の流れ>



<対策のポイント>

「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）に則し、**農畜産業の体質強化**を図る観点から、**担い手への農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化・生産コスト削減**など農畜産業の競争力向上に必要な**生産基盤整備**を実施します。

<事業目標>

- 担い手の米の生産コストの削減（9,600円/60kg以下、かつ、おおむね10%以上）（1の事業）
- 主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合（おおむね8割以上）、かつ、高収益作物の生産額の増加（おおむね10%以上）等（2の事業）
- 飼料作物の単位面積当たりの収量の増加（25%以上）（3の事業）

<事業の内容>

- 1. 農地の更なる大区画化・汎用化の推進**
地域計画を策定した区域において、担い手への農地集積・集約化を加速し、**米の生産コストの早期かつ大幅な削減**等を図るため、スマート農業に適した**農地の大区画化や排水改良、水管理の省力化**等を推進します。
- 2. 水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化の推進**
高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による**水田の汎用化・畑地化**、スマート農業に適した農地の区画拡大、畑地かんがい施設の整備等による**畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備**を推進します。
- 3. 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進**
肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、**飼料作物の単位面積当たりの収量の増加、生産コストの削減に資する草地の大区画化等の整備**を推進します。
 - ①大型機械化体系に対応した草地整備事業
 - ②家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備
 - ③泥炭地帯における草地の排水不良の改善

<事業イメージ>

1. 農地の更なる大区画化・汎用化の推進

- 農地の大区画化

- 担い手の米の生産コスト低減効果


2. 水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化の推進

- 水田の汎用化・畑地化
水田に野菜等を導入できるよう排水改良を行い、かんがい設備を整備

- 畑地・樹園地の高機能化


3. 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進



作業幅：3.2m



作業幅：9.7m



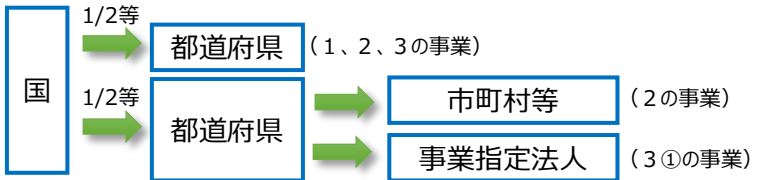
急傾斜地



急傾斜地→緩傾斜地

大型機械化体系に対応した草地整備 生産性向上のための緩傾斜化

<事業の流れ> ※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）



【お問い合わせ先】

(1及び2の事業)	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
	水資源課	(03-3502-6246)
	水資源課	(03-3502-6244)
	防災課	(03-3502-6430)
	畜産局 飼料課	(03-6744-2399)

○ 採卵養鶏の経営安定対策

【令和6年度補正予算額（所要額） 5,174百万円】

<対策のポイント>

鶏卵価格が低落した場合、**価格差補填**を行い、更に低落した場合、**鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援**するとともに、**確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等**を支援することで、**鶏卵の需給と価格の安定**を図ります。

<政策目標>

鶏卵価格の安定化（卸売価格の変動幅：平均卸売価格の±25%以内〔毎年度〕）

<事業の内容>

鶏卵生産者経営安定対策

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）の9割を補填します。〔2.の事業への協力金の拠出が要件〕

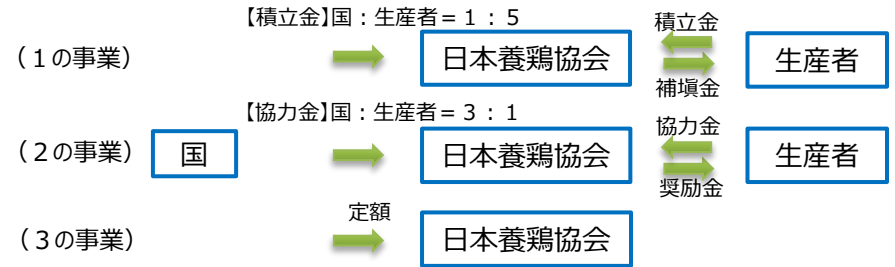
2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の日々の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。

3. 需給見通しの作成等

需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

